

## 秋田県計量検定センター清掃業務委託特記仕様書

受託者は、秋田県計量検定センターの建物等の清掃業務にあたっては、指定箇所の日常清掃を主たる業務として、良好なる環境の維持と保全に努め、所定の作業を誠実に遂行するものとする。

### 1 履行期間（年間契約）

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 2 履行場所

秋田市川尻若葉町1-5 秋田県計量検定センター（旧秋田県計量検定所）

### 3 業務内容

業務内容は次のとおりとする。なお、詳細な業務計画については、発注者と協議して決定するものとする。

#### (1) 日常清掃

##### ア 箇所及び作業内容

別添「秋田県計量検定センター清掃業務委託特記仕様詳細」による。

##### イ 作業日

月2回の作業においては、原則、第2及び第4金曜日（祝祭日及び指定する日を除く）、月1回の作業においては月内のいずれかの金曜日の1日間で実施するものとする。

##### ウ 支給品

衛生消耗品（トイレトーパー等）は、発注者から支給するものとする。

#### (2) 定期清掃（床）

##### ア 箇所及び作業内容

別添「秋田県計量検定センター清掃業務委託特記仕様詳細」による。

##### イ 作業日

年1回の作業は、10～12月中の1日間で実施するものとする。

#### (3) 定期清掃（窓ガラス） ※外側のみ

##### ア 箇所及び作業内容

別添「秋田県計量検定センター清掃業務委託特記仕様詳細」による。

##### イ 作業日

年1回の作業は、7月～10月中の1日間で実施するものとする。

#### (4) センター構内の草刈り・除草作業

##### ア 箇所及び作業内容

別添「秋田県計量検定センター清掃業務委託特記仕様詳細」による。

##### イ 作業日

年1回の作業は、6月～8月中の1日間で実施するものとする。

#### (5) 廃棄物の収集運搬処理

##### ア 廃棄物の種類及び作業内容

センター内のゴミは清掃日毎に回収するものとし、その回収については可燃物及び不可燃物、資源化物（紙類・缶類・ビン類・その他）に区分して所定の保管庫へ回収し、処理

するものとする。

イ 作業日

月 2 回の作業においては、原則、第 2 及び第 4 金曜日の 1 日間で実施するものとする。

ウ その他条件

回収したゴミは清掃日毎に区分別排出量を測定し、委託者に報告する。

4 その他

- (1) 毎月の業務完了後、速やかに実績報告書を紙媒体で 1 部提出すること。
- (2) 清掃作業に従事するものの名簿を提出すること。(男女の別、年齢、資格等)
- (3) 清掃作業に従事するものはセンター内の環境になじむ清潔な被服を着用すること。
- (4) 清掃作業中の災害・事故等については受託者の責任とする。
- (5) この仕様に定めのない事項又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と協議して定めるものとする。

## 秋田県計量検定センター清掃業務委託特記仕様詳細

### 1 清掃範囲

日常清掃及び定期清掃の範囲は共通で、詳細は別紙図面のとおりとする。

※ 別紙：ピンク色：木床 黄色：塩化ビニール床 青色：タイル床

日常清掃の清掃頻度別実施個所

清掃頻度数	清 掃 実 施 個 所 名
月 2 回	計量協会事務室、小会議室、展示ホール、廊下、給湯室、各トイレ、 玄関・風除室
月 1 回	会議室、書庫、各ロッカー室、温度圧力計検査室、 基準器室、タクシーメーター圧力計検査室、小型質量計検査室

※ なお各部屋のゴミ箱の内容物処理は毎回の実施とする。

### 2 清掃箇所の作業概要

#### ○ 日常清掃

作 業 箇 所	床 材	作 業 概 要
玄関・風除室等	タイル床	① 箒及び化学モップを用いて除塵を行う。 ② 床の水拭きを行う。 来客等により汚れた場合は、再度実施。 ③ 内扉及び風除室の金属部分、窓ガラスの清掃。 金属部分は乾拭き、窓ガラスは水拭き及び空拭き による実施。 ④ 周辺壁面の清掃（手の届く範囲）
展示ホール・廊下	木 床	① 箒及び化学モップを用いて除塵を行う。 ② 床の水拭きを行う。 来客等により汚れた場合は、再度実施。 ③ 灰皿及びゴミ箱の内容物の処理。 ④ 扉の拭き清掃を行う。 ⑤ 金属部分の空拭きを行う。 ⑥ 周辺壁面の清掃（手の届く範囲）
計量協会事務室・ 小会議室・会議室 ・給湯室・書庫・ 各ロッカー室・ 各検査室	木 床 及び 塩化ビニール床	上記、①～⑥と同じ。

作業箇所	床材	作業概要
各トイレ（男女）	タイル床	① 箒を使って床の掃き清掃を行う。 ② 床の拭き清掃を行う。 汚れの多い時はデッキブラシ等を使用し、清掃を行う。 ③ ゴミ箱・汚物入れの内容物を処理する。 ④ 扉・間仕切の清掃を行う。 ⑤ 衛生陶器類は、中性洗剤を使い清掃を行う。 除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用する。 ⑥ 洗面台・手洗器を清掃し、鏡を拭く。 ⑦ 金属部分の空拭きを行う。 ⑧ トイレットペーパー、水石鹼、ゴミ袋、汚物入れ袋を補充する。 ⑨ 汚物を搬出処理する。

○ 定期清掃

(1) 定期床ワックス清掃作業を年1回実施する（対象床面積375.1㎡）。

【作業概要】

- ① 箒等で埃などの除塵を行う。
- ② ポリッシャーを使用して床面洗浄作業を行う。  
    使用洗剤は各メーカー床用専用洗剤とする。
- ③ 洗浄後、汚水処理を行った後に十分に床面を乾燥させ床用樹脂ワックスを2層塗布し、再度乾燥をさせる。

(2) 定期窓ガラス清掃作業を年1回実施する（対象窓ガラス面積300㎡）。

【作業概要】

- ① 窓ガラス専用洗剤を窓ガラスに塗る。
- ② スクイジーを使用し、汚水を除去する。
- ③ 窓ガラスの窓枠を拭く。

(3) センター構内の草刈り・除草作業を年1回実施する。

【作業概要】

- ① 構内における植栽箇所の除草・運搬処理作業を専用器具を使って行う。
- ② 職員の指示に従い、作業の実施にあたる。